

<論説>

<市民社会>と正義

——『道徳感情論』第2部——

天 羽 康 夫

はじめに

<市民社会>のなかで、人びとの行為は、どのような報いをうけるのか。この社会では、どのような行為が、よい報いにあたいし、逆に、どのような行為が、わるい報いにあたいするのか。アダム・スミスが、『道徳感情論』第2部「値うちと欠陥について、あるいは報償と処罰の対象について」⁽¹⁾でとりあげたのは、こうした問題であった。

わたくしは、まえに、『道徳感情論』第1部「行為の適宜性について」を分析し、同感の原理、および、それによって展開された<市民社会>の道徳を検討した⁽²⁾。そこであきらかにされたのは、行為の適宜性と不適宜性、すなわち、<市民社会>のなかで、どのような行為が、正当なものとして是認されるのか、逆に、不当なものとして否認されるのか、という問題であった。しかしこの点をあきらかにしただけでは、<市民社会>の道徳の全体を解明したことはならない。人びとの行為は、この社会のなかで、単に、是認されたり否認されたりするだけではなく、報償されたり処罰されたりする。<市民社会>の道徳を解明するには、この点にもふれなければならない。そこで<市民社会>の倫理学⁽³⁾ともいえる『道徳感情論』は、第1部では是認と否認の問題を検討したのちに、第2部で、行為にたいする報償と処罰の問題をとりあげたのである。

『道徳感情論』第2部は、これまで、スミスが正義論を展開したところとして、注目されてきた。そして、それについて、多くのすぐれた研究がなされてきた。先駆的業績としては、道徳的世界・法的世界・経済的世界というスミスの3つの世界のなかで、法的世界がしめる媒介的役割に注目し、正義の徳につ

いて鋭く分析した高島善哉『経済社会学の根本問題』⁽⁴⁾ がある。また、スミス正義論の中に、全体の効用の立場にたつヒュームにたいする厳しい対決意識をよみとり、戦後の我国のスミス研究に大きな問題をなげかけた内田義彦『経済学の生誕』にも注目すべきだ⁽⁵⁾。さらに、スミス正義論を、17世紀のホップズ、ロック的な自然法的正義論の批判的克服としてよもうとする、田中正司の最近の諸業績も看過しえない⁽⁶⁾。このように、スミス正義論は、道徳、法、経済にかかわるスミスの社会科学体系との関連においても、また、ホップズ、ロック、ヒュームといった思想史のながれにそくしても、研究されている。

しかし以下では、このような大きな枠組をはなれ、『道徳感情論』初版段階における、すなわち、1750年代末の、スミスの〈市民社会〉⁽⁷⁾像を解明するという前稿以来の研究の延長として、『道徳感情論』初版第2部を、それ自体として、内在的に検討してみたい。

- (1) 原文タイトルはつぎのとおり。Of merit and demerit ; or of the objects of reward and punishment.
- (2) 拙稿「『道徳感情論』の方法と原理」『高知論叢』8号1979年、および、「〈市民社会〉と人間」『高知論叢』9号1980年。
- (3) ここで「市民社会の道徳哲学」といわずに「〈市民社会〉の倫理学」としたのは、『道徳感情論』を、自然神学、倫理学、法学、さらには経済学をもふくむ、スミスの道徳哲学の全領域にかかわるものと、理解しえないからだ。D. スチュアートがいうように『道徳感情論』は「厳密な意味での倫理学」(D. Stewart, Biographical Memoirs of Adam Smith, etc., in *The Collected Works of D. Stewart* (Reprint), vol. 10, p. 12) であり、スミスは、道徳哲学から、まず、倫理学の領域を独立させ、『道徳感情論』として体系化したのである。ここに、18世紀道徳哲学の解体（専門分化）過程をみることができる。この解体のなかから、経済学をも含めて、今日の、社会諸科学が生まれてきたのである。この点については、拙稿「『道徳感情論』の方法と原理」（前出）83-84ページをもみよ。
- (4) 高島善哉『経済社会学の根本問題』日本評論社1941年。
- (5) 内田義彦『経済学の生誕』未来社1953年。
- (6) 代表的なものとして、つぎの2論文だけあげておく。田中正司「アダム・スミスの正義論」『横浜市大論叢』26巻1・2号、1974年、「『道徳感情論』と『国富論』」（経済学史学会編『〈国富論〉の成立』岩波書店1976年所収）。田中のこれら以外の諸業績、および『国富論』200年を契機にもりあがってきた最近の諸研究については、

鈴木亮・天羽康夫「アダム・スミス研究の現状」『経済学史学会年報』15号1977年をみよ。

- (7) 市民社会とせずに、＜市民社会＞とした理由については、拙稿「＜市民社会＞と人間」（前出）90ページの注(7)をみよ。

1

『道徳感情論』第2部は、3つの篇から構成されている。第1篇「値うちと欠陥の感覚について」⁽¹⁾ につけられたみじかい序論は、第1篇だけではなく、第2部全体の序論でもある。そのなかでスミスは、第2部の課題をのべたのち、つぎのようにいう。

「行為の適宜性と不適宜性、礼儀正しさと品位のなさは、……その（行為をうみだした）意向が、それをかきたてる原因または対象にたいしてもつようくみえる適合性と不適合性、つりあいとつりあいに、依存する。そして、その意向がうみだす行為の、値うちと欠陥、よい報いにあたいするか悪い報いにあたいするかは、その意向が目ざしたり、生みだすことになったりする、有益または有害な、諸効果に依存する。」（142, 104）⁽²⁾

すなわち、行為（意向）⁽³⁾ とその原因との関係にかかわる行為の適宜性・不適宜性の問題とことなり、値うちと欠陥、すなわち、行為がなににあたいするかは、行為（意向）の結果、それが有益か有害か、に依存するのである⁽⁴⁾。

だが、行為が有益であるとか有害であるとかは、なにを基準としているのか。スミスは、それを、全体との関連においてではなく、なによりも、行為によって直接影響をうけた人物の立場からみようとした。共同体から解放された人びとから構成される＜市民社会＞では、人びとの行為は、ともに生きている他の人びとへの直接的な影響という観点から考察されるのである。全体にどういう影響をおよぼすかではなく、だれにどんな影響をおよぼすかが問題となるのだ⁽⁵⁾。

このようにみれば、よい報いにあたいする行為とは、その行為によって直接影響をうけた人物が、報償したくなる行為であり、逆に、悪い報いにあたいする行為とは、この人物が処罰したくなる行為である。では、人びとをそのよう

にかりたてるものはなにか。スミスは、人びとをそのようにしむけるものとして、感謝 *gratitude* と 憤慨 *resentment* という感情を見いだした。感謝と憤慨以外にも、相手がよくなったりあるいは悪くなったりすることを願う感情がある。愛と尊敬あるいは憎悪と嫌惡といった感情である。しかしこれらは、ただ、ばくぜんと相手の幸福とか不幸を願うだけであって、直接にわれわれを促して報償とか処罰をあたえさせる感情ではない。これらにたいして感謝とか憤慨は、なされたことを、なした相手に、自らの力で報いるまでは、満足しない。感謝とか憤慨だけが、「きわめて即座に直接にわれわれを促して」(143, 104) 他人に報償とか処罰をあたえさせる感情なのである⁽⁶⁾。したがってスミスは、感謝の正当な対象が報償にあたいし、また、憤慨の正当な対象が処罰にあたいすると考えた。

行為にたいする報償と処罰を、このように、その行為によって直接影響をうけた人物の感情に帰着させたからといって、スミスが、それらをまったく相対的なものだとみていたわけではない。うえでのべたように、かれは、感謝とか憤慨の正当な対象こそが報償とか処罰にあたいするとみていたのである。そして正当か否かは、他の諸感情と同様に、中立的観察者の同感によってはかられる。

「これら（感謝あるいは憤慨）は、人間本性のそのほかの諸情念のすべてとおなじく、あらゆる中立的な観察者の心が完全にこれらに同感するとき、すべての利害関心のない傍観者が、完全にこれらにはいりこみ、ついていくときに、正当と思われ、是認されるのである。」(148, 107)

こうして行為の値うちと欠陥も、結局、同感の原理の支配下におかれようになつた。それらは、行為される人物の感情だけではかられるのではない。かれの生の感情は、そのままでは、社会に通用しない。感謝とか憤慨の適宜性・不適宜性が問題となる。中立的観察者に同感されてはじめて、それらは、単に、個人の感情であるにとどまらず、社会のなかで是認される感情となるのである。そして、このように同感される感謝（憤慨）の対象となる行為が、報償（処罰）の正当な対象となるのだ⁽⁷⁾。

では、スミスは、<市民社会>のなかで、どのような感謝が同感されるとみていたか。

「ある人が、他の人によって、援助され保護され救助されるのを、われわれがみると、恩恵をうける人物の歓喜にたいするわれわれの同感は、それをあたえる人へのかれの感謝にたいする、われわれの同胞感情を、活気づけるに役立つにすぎない。……われわれは、かれがそれほどおかげをうけてきた人物にたいしていだく、感謝にみちた意向に、ただちに同感するのだし、そのことの帰結として、かれが自分に授与された善行にたいして、したいという気持になっている返礼に、喝采する。」（149—150、108）

「うけとった善にたいして、善をかえすこと」（144、105）、これが、<市民社会>で同感される感謝なのだ。

同様に、「なされた害悪にたいして、害悪をかえすこと」（144、105）、これが、<市民社会>で同感される憤慨である。

「ある人が他の人によって、抑圧あるいは侵害されるのを、われわれがみると、受難者の困苦にたいしてわれわれが感じる同感は、加害者へのかれの憤慨にたいする、われわれの同胞感情を活気づけるのに役立つだけであるように思われる。かれがこんどは逆にその敵にたいして、攻撃を加えるのをみるならば、われわれは嬉しがるのであり、かれが防衛のために、あるいは一定限度内での復讐のためにさえ、努力するならばいつでも、われわれはかれを助ける熱意と用意がある。」（151、109）⁽⁸⁾

<市民社会>は、返礼と復讐の、すなわち、「仕返し retaliation」（179、128）の、社会なのである。相手がしてくれるから、われわれも報いるのである。スミスは、この社会をつぎのようにえがく。

「慈恵と寛大さは、寛大で慈恵的な人に、あたえられるのがとうぜんだとわれわれは考える。自分の心を人間らしい諸感情にたいしてけっして開かない人びとは、おなじようなやり方で、かれのすべての同胞被造物の愛着からしめだされるべきであり、社会のまっただなかにおいて、大砂漠のなかにおいてと同様に生活させておくべきであると、われわれは考える。……正義の諸法の侵犯者は、かれが他人にたいしてなした害を、みずから感じるよう、させられるべきである。……罪がないというだけの人、他の人びとにかんして正義の諸法を守るだけ、隣人たちに害をあたえるのをひかえるだけの人は、かれの隣人たちの側としてもかれの罪のなさを尊敬し、同じ諸法がかれにかんしてきび

しく守られる、というだけの値うちしかありえない。」（179—180, 128—129）

すなわち、〈市民社会〉では、相手にたいして、よくすれば、よく報いられ、逆に、悪くすれば、悪く報いられる。他方、相手にたいして、よくも悪くもせず、ただ、正義を守るだけの人は、それだけの値うちしかない。だから、かれの隣人としても、かれにたいして、よくも悪くもせず、ただ、正義を守るだけである。

ただし、この社会でも、すべての行為に「仕返し」があるのではない。いかに大きな恩恵をあたえても、そのことをする動機が同感されないならば、返礼を期待しえない。

「もっともつまらぬ諸動機から最大の恩恵を授与し、ある人に一領地を、たまたまその人の姓名が、あたえる人のそれと同じであるというだけの理由で、あたえるという、ばかげた、浪費的な、気前のよさには、きわめて小さな返礼が正当であるように思われる。……行為者の愚かさにたいするわれわれの軽蔑が、その善行がなされた相手の人物の感謝に、完全にはいりこむことを妨げるのである。かれの恩人は、それにあたいしないように思われる。」（154—155, 111）

〈市民社会〉では、正当な理由のない利他的行為は、返礼（感謝）にあたいする行為としてみとめられない。それは、「ばかげた浪費」「無分別な浪費」として軽蔑されるだけである⁽⁹⁾。

他方、危害を加える側に、同感され是認される動機があれば、それがいかに大きなものであっても、復讐（憤慨）の正当な対象とはならない。たとえば、処刑台に送られた謀殺者が、処刑人とか裁判官に憤慨しても同感されない。このばあいには、危害を加える側、すなわち処刑をする側に、それをおこなう正当な動機があるからだ⁽¹⁰⁾。

こうして、正当な動機からでた慈惠的行為だけが、感謝の是認された対象となり、また、不当な動機からでた有害な行為だけが、憤慨の是認された対象となる⁽¹¹⁾。すなわち、〈市民社会〉では、正当で慈惠的行為のみが、報償にあたいし、また、不当で有害な行為のみが処罰にあたいするのである。

- (1) Part II, Section I, Of the sense of merit and demerit.
- (2) 『道徳感情論』からの引用箇所は、前稿と同様に、このように、本文中に示す。左側の数字は、Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, London, 1759 (以下ではT.M.S.と略す) のページ数を、右側の数字は、水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房1973年のページ数である。なお、引用文中の（ ）は、筆者がおぎなったものである。訳文はほぼ水田訳にしたがっている。
- (3) 意向と行為とを、ここでは、同列に論じているが、第3節でみるように、スミスは、意向、行為そのもの、行為の結果を峻別し、それらのあいだの諸関係についても、言及している。
- (4) Cf. T.M.S., pp. 27-28, 邦訳22-23ページ。しかし、適宜性・不適宜性の問題と値うち・欠陥の問題とが、まったく、異質なのではない。行為の結果に依存するといわれている値うち・欠陥の問題も、のちにみると、結局、同感の原理の支配下におかれることになり、そして、適宜性・不適宜性の問題とつながってくるのである。
- (5) スミスが、内田義彦『経済学の生誕』（前出）によって鋭く分析されたように、ヒュームの全体主義的正義論を、批判克服したのは、こうした観点を導入したからである。
- (6) スミスのいう憤慨とはつぎのようなものである。「もし、（自分の父とか兄弟を謀殺した人のように）われわれにたいしてなにか大きな侵害をおこなった人物が、その後まもなく熱病で死ぬとか、あるいは、なにか他の犯罪のために処刑台に送られるということさえ、あったとしても、それはわれわれの憎悪をやわらげるかもしれないにせよ、われわれの憤慨を完全に満足させはしないであろう。憤慨は、われわれを促して、かれが処罰されることだけでなく、かれがわれわれの手段によって、しかもかれがわれわれにたいしてなしたその特定の侵害を理由として、処罰されることを望ませるであろう。加害者が、自分の順番がまわってきて悲嘆にくれるようにされるだけなく、われわれがかれからうけた特定の悪事のために、そうされるのでないかぎり、憤慨は完全に満足させられない。」（146-147, 106-107）憤慨が、このように受難者（かれが死亡したばあいはその関係者）自身の手による復讐を望む感情だとすれば、それは、国家権力による復讐の代行（処罰）に満足しないであろう。
- (7) こうして、適宜性・不適宜性のばあいと同様、値うち・欠陥のばあいにも、観察者の優位が確認される。行為される人物の感謝とか憤慨は、はげしくなりがちな当事者感情として、そのままでは、是認されないのである。
- (8) さらにスミスは、自己防衛と復讐とを、市民政府の設立に先立って人びとのあいだでは是認されている権利だとして、つぎのようについて。「同等の人びとのあいだでは、各個人は、生まれながら、そして市民政府の設立に先立って、諸侵害から自己を防衛

することと、かれにたいしてなされた諸侵害にたいして一定のていどの処罰を要求することの、双方についての権利をもつものと、みなされている。すべての寛大な観察者は、かれがこのことをするばあいに、かれの行動を是認するだけでなく、しばしばかれを助けたいと思うほどに、かれの諸感情のなかに、深くはいりこむ。ある人が他の人を、襲撃または強奪し、あるいは謀殺しようと企てるばあいに、すべての隣人は驚愕し、侵害をうけた人物の復讐をするためか、その恐れのあるものを防衛するために、かけつけるとき、自分たちは正しいことをしていると考えるのである。」(175-176, 126-127) この点で、スミスは、ホップズ、ロックの正当な後継者である。スミスとかれらとのちがいについては、田中正司「アダム・スミスの正義論」(前出)、および本稿第2節の注⑫⑬をみよ。

(9) 臣下にたいする気前のよさも同様に「無分別な浪費」といわれる。「寵臣たちにたいして、最大の気前のよさをもって、富、権力、名譽をつみかさねた、諸王侯は、愛顧についてもっと物惜しみをした人びとがしばしば経験してきたていどの、自分たちの人格にたいする帰依を、めったにひきおこさなかった。グレート・ブリテンのジェイムズ一世の、善良な性質によるのではあるが無分別な浪費は、かれの人格にたいして、だれをも帰依させなかったようにみえる。それでその王侯は、かれの社交的で害のない性向にもかかわらず、ひとりの友人もなしに生き、そして死んだように思われる。」(155, 112) ここでの主張は、それ自体として快適な情念である社会的情念といえども、〈市民社会〉では、生のままでは同感されない(たとえば、やさしすぎる母親とか甘すぎる父親は、背信と忘恩の餌食になるたよりない哀れな存在であり、この社会ではうけいれられない)という『道徳感情論』第1部における主張の延長線上にある(拙稿「〈市民社会〉と人間」前出95-96ページ)。こうしてスミスは、積極的な、あるいは、無償の利他的行為を、「哀れみをよびおこす」たよりない行為、または、「無分別な浪費」「ばかげた浪費」とみるのである。このような見方は、慈惠が社会の「装飾」であるという見方に展開し、さらに、『国富論』にも継承される。

(10) Cf. T.M.S., p. 157, 邦訳112-113ページ。

(11) したがって、行為の値うちと欠陥についての感覚は、複合感覚 compounded sentiment だといわれる。すなわち、それは、行為者の動機にたいする直接的同感(反感)と、行為される者がいだく感謝(憤慨)にたいする間接的同感とからなるのである。Cf. T.M.S., Part II, Section I, Chapter V, The analysis of the sense of merit and demerit.

そのことから、ふたつの徳性が成立する。まず、報償にあたいする正当で慈惠的な行為から慈恵の徳が、つぎに、処罰にあたいする不当で有害な行為をさしひかえることから正義の徳が、うまれてくる。『道徳感情論』第2部第2篇「正義と慈恵について」⁽¹⁾では、行為の値うちと欠陥の問題が、これらふたつの徳性の問題として、とりあげられる。そして、ここでは、スミスは、行為される人物だけでなく、行為する人物の側からの考察をもふまえて、問題を、さらにふかくほりさげる。行為する人物の側からみれば、慈恵と正義は、対照的な性質をもつ。

慈恵の大きな発揮は、大きな善をうみだすことによって、大きな感謝と報償の対象となる。慈恵の徳には、積極的値うちがあるのである。だが、行為者として、この徳性を発揮しなくとも、処罰されない。そのことによって、相手の期待をうらぎり嫌悪とか憎悪の対象となることはあっても、だれにも不当な危害をくわえることはないので、憤慨の対象とはならないからだ⁽²⁾。なさなくとも処罰のない慈恵は、行為者にとって、自由な徳性なのである。すなわち、「慈恵はつねに自由であって、それは力ずくで奪いとられるものではありえず、そのたんなる欠如は、いかなる処罰にもさらされない」(170, 123)のである⁽³⁾。

したがって、<市民社会>では、息子にたいして父親としての愛着を欠く父親、逆に、父親にたいして子供としての尊敬をはらわない息子、兄弟たちにたいして兄弟としての愛着を欠く兄弟、さらに、同胞たちにたいして可能な援助を与えない人びと、こうした人物といえども、非難はされても、処罰はされない⁽⁴⁾。なるほど、かれらは、まえにみたように「仕返し」の社会である<市民社会>では、相手にたいしても、愛着、尊敬、あるいは、援助を期待しえない。そして、すべての同胞の愛着からしめだされ、社会のなかで、大砂漠のなかにいるかのように、感じさせられるかもしれない⁽⁵⁾。しかし、かれらにたいして、愛着、尊敬、あるいは、援助を力ずくで強制することはできないのである。

さらにスミスは、国家権力といえども、それらをかれらに強制するにあたっ

では、慎重でなければならないという。なるほど市民的為政者は、不正を抑制するための権力だけでなく、善良な規律を樹立し、公共社会の繁栄を促進するための権力をも、信託されている。そのために、かれは、両親と子供に相互の扶養義務を負わせても、あるいは、市民たちのあいだであるていどまで相互の善行がなされるように命令しても、よい。しかしながら、

「立法者のすべての義務のなかで、これはおそらく、適宜性と判断力をもって実行するためには、最大の細心と抑制を必要とするものなのである。それをまったく無視することは、公共社会を、多くのひどい秩序破壊と衝撃的な大罪とにさらすし、それをおしそすめすぎることは、すべての自由と安全と正義にとって破壊的である。」(178, 127-128)

すなわち、よきモラルを樹立しようとする国家権力の努力は、ゆきすぎると、逆に、自由・安全・正義を大きく破壊することになるのである。

このような慈恵とことなり、正義の徳は、行為者の自由にゆだねられていない。正義の発揮といつても、ただ、不当な危害を加えないようにするだけのことであるから、そこには、なんら積極的値うちはない。「われわれはしばしば、静座し、なにもしないでいることによって、正義の諸規則のすべてをみたしている」(179, 128)のである。このようなものとして、正義は、「消極的徳性」(178, 128)である。だが、正義の躊躇は、不当な動機から危害を加えることであるから、憤慨の、それゆえ、処罰の、正当な対象となる。守らなければ処罰される正義は、行為者にたいして、力ずくで強制される徳性である。すなわち、「正義を守ることは、われわれ自身の意志の自由にまかされず、力ずくで強制されてもよく、その侵犯は憤慨の、したがって処罰の、的となる」(173, 125)のである。

この強制のていど、すなわち、侵犯にたいする処罰の大きさは、なされる害悪の大きさに比例する。なぜなら、それに比例して、処罰しようとする受難者の憤慨のみならず、その憤慨にたいする観察者の同感も大きくなるからだ。

「なされる害悪が、大きくそして回復しえないのであればあるだけ、受難者たちの憤慨が自然に高まるように、観察者の同感的な義憤も、行為者の罪悪感とともに、同じく高まる。死は、ある人が他の人にあたえうる最大の害悪であり、殺された人に直接に関

係がある人びとの、最高度の憤慨をかきたてる。したがって、謀殺は、すべての犯罪のなかで、もっともひどいものである……。われわれが所有しているものをはく奪されることは、われわれが期待をもっているにすぎないものについて失望させられるよりも、大きな害悪である。だから、所有権の蹂躪、すなわち窃盗と強盗は……われわれが期待していたものについてわれわれを失望させるにすぎない契約の蹂躪よりも、大きな犯罪である。」（183—184、131—132）

こうしてスミスは、犯罪の序列を導きだした。それによれば、もっとも重いのは、謀殺であり、つぎに重いのが、所有権の侵害であり、もっとも軽いのは、契約の蹂躪である。この序列は、正義の法にも反映する。もっとも神聖な正義の法は、隣人の生命身体を守る法であり、つぎに、かれの所有権と所有物を守る法があり、最後にくるのが、約束から生じる個人権を守る法である。すなわち、正義の法は、まず、生命を、つぎに、財産を、最後に、契約を保護するためにあるのである⁽⁶⁾。

慈惠とことなり、この正義にかんしては、人びとも、国家権力の介入をみとめる。「不正を抑制して公安を維持する」（177、127）市民的為政者の権力は、是認されるのだ。すなわち、

「人類は、不正によってなされた害への復讐のために使用される暴力には、ついていくし、是認をあたえるのだから、同じように、侵害を予防し払いのけるために、そして加害者がかれの隣人たちに害をあたえるのを抑制するために、使用される暴力には、かれらは、はるかによくついていくし、是認をあたえる。」（173、125）

さらに、『道徳感情論』のおわり近くでは、不正のたびに受難者自身が復讐をするとすれば、無秩序になるので、それをさけるために、為政者の力が必要だともいわれる⁽⁷⁾。

このように、スミスは、『道徳感情論』段階でも、統治の問題に言及している。しかしここから、かれが、「法と統治の一般的諸原理について、およびそれらが、社会のさまざまな時代と時期において、……経過してきたさまざまな変革について」（551、435）の考察にすすむわけではない。こうした問題は、法学固有の課題としてのこされ⁽⁸⁾、「厳密な意味での倫理学」⁽⁹⁾ともいわれた

『道徳感情論』では、慈恵と正義が、国家権力との関連においてではなく、<市民社会>の道徳として論じられる。すなわち、それらふたつの徳性が、<市民社会>における人びとの交渉をとおして、かれらの胸中に定着してゆく経緯があきらかにされる。このばあいとくに問題となるのは、正義の徳である。なぜなら、慈恵は、すでにみたように、強制しえず、行為者の自由にゆだねられた徳性であるからだ。したがって、スミスは、慈恵については、慈恵を発揮したものがもつ「値うちの意識」との関連で、簡単にふれるにとどめ⁽¹⁰⁾、もっぱら、正義について検討する。正義の徳は、人びとの胸中にどのようにして定着するのか。正義の感覚 sense of justice とはなにか。

スミスによれば、人間は、もともと利己的な存在である。

「各人は、たしかに、自然によって、第1に、そして主として、かれ自身による配慮にゆだねられているし、そしてかれは、他のどんな人よりも、自分について配慮するに適しているのだから、それがそうであるということは、適切正当である。したがって各人は、かれ自身に直接に関係することについては、他のどんな人に関係することについてよりも、はるかに深い関心をもつ。」(181, 129-130)

隣人の破滅よりも、自分のきわめてとるにたりない災難のほうが、各人にとつては、はるかに大きな関心事なのである。

しかし、人びとは、自分の災難をさけるために、他人を犠牲にしてはならない。自分にとっては、自分が全てであるかもしれないが、他人もまた、自分と同等の人間である。そして、この他人からみれば、かれは、大衆のなかのひとりにすぎず、きわめてとるにたりない存在なのである。したがって、中立的観察者は、「他の人びとの犠牲において、各人が他の人びとの幸福にたいしてよりも自分自身の幸福にたいしてもつ、自然的選好」(180-181, 129) 「自愛心の高慢」(182, 131)には、ついてこない。さらに、他人に不当な侵害を加えれば、受難者の正当な憤慨の対象、処罰の正当な対象となる。そして、人びとは、まえにみたような「仕返し」の社会である<市民社会>における生活をとおして、こうしたことをしてるのである。だから、

「各個人が自分の胸のなかでは自然にかれ自身を全人類よりも選好するというのは、ほんとうかもしれないとはいえ、それでもかれは、人類をまともにみて、自分はこの原理に従って行動するのだと、公言する勇気はない。かれは、かれらがこの選好において、けっしてかれについてくることができないし、それがかれにとってどんなに自然であっても、かれらにとってはつねに、過度で法外にみえるにちがいない、ということを感じている。」（182、130）

すなわち、人びとは、<市民社会>における他人との交渉をとおして、正義の感覚を身につけるのである。それは、自分が「いかなる点でも他のだれにもまさっていない、大衆のなかのひとりであるにすぎないこと」（182、130）の自覚であり、また、自分の幸福のために他人を犠牲にしてはならないという「フェア・プレイ」（183、131）⁽¹¹⁾ の原則である。正義は、<市民社会>のなかでも、さらに、国家権力によっても、強制される。しかし、それは、ただ、強制されるだけのものではない。スミスは、正義が、人びとの交渉をとおして、かれらの胸中に、正義の感覚として定着してゆくとみるのである⁽¹²⁾。

正義が、定着してくると、人びとは、罪を犯せば、それを悔い、反省する。正義の侵犯者は、悔恨の情によって苦しめられる。

「かれはもはや、社会をまともにみる勇気がなく、自分がいわば全人類の愛着から、拒否されなげだされたと、想像する。かれはこの、自分の最大でもっとも恐るべき困苦のなかで、同感によるなぐさめを希望することができない。……あらゆるもののが敵対的であるように思われ、かれは、どこか荒涼たる砂漠へ、よろこんで逃避するであろう。……だが、孤独は社会よりも、いっそう恐ろしい。……孤独の恐怖がかれを、社会のなかへおいかえし、かれは、人類のまえにあらわれることに当惑し、恥ずかしさに苦しめられ、恐怖に度を失って、ふたたびかれらのいるところにやってくる。それは、すでに全員一致でかれを有罪としたことを、かれが知っている、当の裁判官たちの顔つきから、なにかわずかの保護を懇請するためなのである。」（185-186、132-133）

このように、スミスがみた人間は、<市民社会>のなかで、正義の感覚を身につけ、それゆえ、もし罪を犯せば、罪の意識にさいなまれる人間なのである。「仕返し」の社会である<市民社会>がこうした人間を育て、正義が、<市民社会>の道徳となる⁽¹³⁾。

従来からもしばしば指摘されてきたように、スミスは、この正義を、社会の存続にとって、必要不可欠なものとみていた。慈恵は、社会を気持のよいものにする「装飾」のようなものであるが、正義は、全体を支持する「主柱」である⁽¹⁴⁾。ところが、このように重要な正義が、うえでみたように、〈市民社会〉における人びとの交渉をとおして、かれらの胸中に定着してくるのである。こうした自然の構造のなかに、スミスは、自然の配慮をよみとる。自然が、人間の胸中に、社会の「主柱」である正義を守るようにしむける原理を、うえつけておいた、とみるのである。

「正義は、大建築の全体を支持する主柱である。もしそれが除去されるならば、人間社会の偉大で巨大な組織は、一瞬に崩壊して諸原子になるにちがいない。その組織は、この世でそれをうちたて、それを維持することが、そういうってよければ自然の特別で愛情にみちた配慮であったように思われるものである。だから、正義を守ることを強制するために、自然は人間の胸のなかに、その侵犯にともなう、処罰にあたいするという意識、相應的な処罰への恐怖を、人類の結合の偉大な保証として、うえつけておいたのであって、これが弱者を保護し、暴力をくじき、罪をこらしめることになるのである。(もしこの原理がなければ)，人は、人びとの集まりのなかへ、ライオンどもの巣のなかへはいるように、はいることになるであろう。」(190-191, 135)

すなわち、正義は社会の存続にとって重要であるから、おそらく不確実な人間の理性にゆだねられずに、かれの本能にゆだねられたというのである。そして、そのようにしたところに、自然の愛情にみちた配慮があるのである⁽¹⁵⁾。

- (1) Part II, Section II, Of justice and beneficence.
- (2) 嫌悪とか憎悪と憤慨とのちがいについては、4ページをみよ。
- (3) 自由のていどは、慈恵の種類によってことなる。慈恵についてのすべての義務のなかで、もっとも、拘束力があるのは、感謝の義務である。そして、友情、寛大さ、慈善という順に、拘束力がよわくなる。ただし、ここでいっているのは、行為者の自由にゆだねられている慈恵の諸義務のなかでの拘束度のちがいである。それゆえ感謝の義務に拘束力があるといつても、そのていどがつよいというだけであって、感謝も、究極的には、行為者の自由にゆだねられている。Cf. T.M.S., pp. 171-172, 邦訳123-4ページ。
- (4) Cf. T.M.S., pp. 176-177, 邦訳127ページ。

- (5) 上述。5－6ページの引用文をみよ。
- (6) スミスはいう。「もっとも神聖な正義の諸法、すなわち、それらにたいする侵犯が、復讐と処罰をもっとも声高く要求するように思われる諸法は、われわれの隣人の生命身体を守る諸法である。つぎは、かれの所有権と所有物を守る諸法であり、すべてのあとにくるのが、かれの個人権とよばれるもの、すなわち他人びととの約束によってかれに帰属するものを、守る諸法である。」(184, 132)
- (7) 「正義の侵犯は、人びとが相互にけっして甘受しようとしないものであるから、公共的為政者は、この徳性の実践を強制するために、公共社会の力を使用する必要にせまられる。この予防手段なしには、市民社会は、各人が、侵害されたと自分が想像するたびに自分の手で復讐するという、流血と無秩序の場面になったであろう。各人が自分にたいして正義をおこなうことにもなったであろう混乱を、防止するために、為政者は、とにかくかなりの権威を獲得したすべての統治において、すべての人にたいして正義をおこなうことをひきうけ、侵害についてのすべての不平をきくことと償うことを、約束する。」(547—548, 433)だが、スミスのいう憤慨は、権力による復讐の代行に満足せず、受難者自らの手による復讐を求めるものではなかったか。前節の注(6)をみよ。
- (8) スミスにおける、道徳・法・経済の関係は、いわゆる＜アダム・スミス問題＞以来の問題であり、これまで、おおくのすぐれた研究がなされてきた。さらに、近年、この問題は、『国富論』200年を契機としたスミス研究のもりあがりのなかで、また、スミスの法学講義にかんする新資料の公刊 (Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, Oxford, 1978) に刺激されて、再度、多くの関心を引きつけつつあるようだ。最近の代表的研究として、我国のものでは、田中正司の諸業績(前出)、および星野彰男『アダム・スミスの思想像』新評論1976年がある。田中は、『道徳感情論』と『法学講義』とのちがいについて「『道徳感情論』が正義の法の感情論的基礎付けによる正義の徳の確立を主題とするものとして、内面的な処罰を重視していたのに対し、『講義』は法の一般諸原理の探求を主題とするものとして、外面的な処罰を中心と考えていた」(田中正司「アダム・スミスの正義論」前出40ページ)という。また、この点にかんしては、ごく最近(この小論の執筆中に)出された新村聰「アダム・スミスにおける道徳と法と経済」『思想』679号1981年にも、注目すべきである。他方、海外のものでは、スミスにおける『国富論』形成史にかんするこれまでの定説(スコット説)を、新資料にもとづき批判した、ミークとスキナーの研究が注目される。R. L. Meek and A. S. Skinner, *The Development of Adam Smith's Ideas on the Division of Labour, Economic Journal*, 83, 1973. R. L. Meek, *New Light on Adam Smith's Glasgow Lectures on Jurisprudence, History of Political Economy*, 8, 1976. (これら2論文は、ミークの他の諸論文とともに、R. L. Meek,

Smith, Marx, and After, London, 1977. におさめられている。)

(9) D. Stewart, *ibid.*, p. 12.

(10) Cf. T.M.S., pp. 187-188, 邦訳133-134ページ。

(11) 周知の一節であるが、重要なので以下に引用しておく。「富と名譽と地位をめざす競争において、かれはかれのすべての競争者を追いぬくために、できるかぎり力走していくいし、あらゆる神経、あらゆる筋肉を緊張させていい。しかし、かれがもし、かれらのうちのだれかを、おしのけるか、投げ倒すかするならば、観察者たちの寛大さは、完全に終了する。それは、フェア・プレイの侵犯であって、かれらが許しえないことなのである。この相手は、かれらにとっては、あらゆる点でかれと同じいどに善良なのであり、だからかれらは、かれがこの他人よりも自分をこれほど優先させる自愛心に、はいりこまないし、かれが後者に害をあたえる動機に、ついていくことができないのである。したがってかれらは、躊躇なく、侵害されたものの自然の憤慨に同感し、加害者は、かれらの憎悪と義憤の対象となる。かれは、自分がそうなることに気づき、それらの感情がいまにもあらゆる側面から、かれに向かって暴発しそうであることを、感じるのである。」(183, 131)

(12)(13) 田中はこの点を、正義の「内面倫理化」(「アダム・スミスの正義論」前出24ページ)という。田中がいうように、スミスと、17世紀のホップズ、ロック的段階、さらには、ヒューム段階、とのちがいは、この点に求められる。正義の問題は、<市民社会>内部で処理されるのである。だから、スミスにあっては、統治(法学)の問題よりも、<市民社会>の分析(経済学)が、重要な課題となる。『道徳感情論』末尾で、スミスは、つぎの課題は法学だといいながらも、結局、法学の体系化を経ずして、『国富論』にいたるのである。なお、こうしたスミスの思想の特徴を、当時のヨーロッパの思想状況のなかでうかびあがらせたものとして、水田洋「18世紀思想とアダム・スミス」(大河内一男編『国富論研究』筑摩書房1972年2巻所収)がある。水田は、そのなかで、立法とか教育によってではなく、「各人の行為が、他人の同感をえるような限度に統御されることによって、社会が成立し存続するのだ」(122ページ)とみたスミスは、『法学』あるいは『立法論』を書くつもりがなかった、また、書かなかったから経済学が成立したのだ、ともいう(126ページ注127、また水田洋訳『道徳感情論』前出の訳者解説538ページをもみよ)。なお、水田のこのような解釈には、田中は、疑問をなげかけている(田中「アダム・スミスの正義論」前出48-49ページ注78)

(14) 社会は、慈恵なしにも、正義さえあれば存続するのである。すなわち、「社会は、さまざまな人びとのあいだで、さまざまな商人のあいだでのように、その効用についての感覚から、相互の愛情または愛着がなにもなくとも、存立しうる。そして、そのなかのだれひとりとして、たがいになにも責務感を感じないか、たがいに感謝でむすばれていないとしても、それは、ある一致した評価にもとづいた、善行の金銭的交

換によって、いぜんとして維持されうるのである。」（189, 134）

(15) ここで、内田義彦『経済学の生誕』（前出）以来、多くの論者によって言及されている、スミスの効用説批判について論じるべきであるが、この点については、『道德感情論』第4・5、6部にみられるスミスの学説史を検討するさいに、言及したい。

3

これまでのところ、行為しようとする意図あるいは意向と行為の結果とのあいだには、くいちがいがないものとみなしてきた。しかし、＜市民社会＞の現実においては、意図と結果がくいちがうばあいがある。たまたま、意図していた結果がえられなかったり、逆に、意図していなかった結果が生じたりする。このようなばあい、行為の値うちと欠陥は、どのようになるのか。スミスが、第2部第3篇「諸行為の値うちまたは欠陥にかんして、人類の諸感情に偶然性があたえる影響について」⁽¹⁾で、とりあげたのは、こうした問題であった。

スミスは、人間行為を考察するばあい、3つの事情をみなければならないという⁽²⁾。すなわち、第1に、その行為を生みだす心の意図または意向、第2に、この意向が生みだす身体の外的行為または運動、第3に、その行為から生じる結果である。これらのうち第2のものは、行為の値うちと欠陥に関係しない。鳥をうつ人と、人間をうつ人とが、いずれも銃の引金をひくという、同一の外的行為をおこなっているように、外的行為自体は、罪のない行為と、罪のある行為とにおいて、しばしば、同一であるからだ⁽³⁾。また、第3の事情、すなわち行為の結果も、値うちと欠陥に関係しない。結果は、「行為者にではなくて、偶然性に依存する」（208, 146-147）。だから、結果だけでは、行為の値うちとか欠陥をはかれないのである。

行為にたいする評価は、行為者が責任をおうべきもの、すなわち、かれが意図していた結果によって、下されるべきである。だとすれば、行為の評価は、結局、第1の事情、すなわち心の意図または意向にかかわってくる。

「なにかの行為に正当にあたえられうるすべての称賛または非難、すべてのは認または

否認は、どんな種類のものであれ、心の意図または意向に、企図の適宜性または不適宜性、慈恵性または有害性に、究極的に帰属するにちがいない。」（208—209, 147）

しかしこれは、抽象的に考察された公正の原則である。現実の個別的事例においては、意図ではなく結果が、人びとの評価に大きな影響をあたえる。スマスはこれを「感情の不規則性」という。これには2つのばあいがある。第1に、意図がありながら結果をともなわなければばあい、第2に、意図がないのに結果が生じたばあいである。まず、第1のばあいから検討しよう。

意図した結果をともなわなければばあいには、行為の値うちとか欠陥は減少する。意図がどれほど適切で慈恵的であるとしても、それが結果をともなわなければばあいには、十分に値うちがあるとはみとめられない。他人のために奉仕しようと努力しただけの人と、実際に奉仕した人とのあいだには、ちがいがあるのである⁽⁴⁾。このちがいは、その奉仕の対象となっていた人だけが感じるものではない。中立的な観察者もそのちがいをみとめる。さらに、行為者自身もそれをみとめている。

「利益をあたえようと努力して成功しなかった人物自身も、けっして、かれがつくそうとした人からの感謝にたいして、成功のばあいにもったであろうものとおなじ期待をもちはしないし、その人にたいする自分の値うちについても、おなじ感覚をもちはしない。」（221—222, 155）

人びとのあいだでは、成功した企てだけが高く評価されるのである。

このことは、人間の能力とか才能の評価にも反映する。「実行する能力」があっても、「実行しなかった」ならば、十分に、評価されない。

「われわれは多くの人について、かれらの才能がカエサルとアレクサンドロスの才能にまさっていること、おなじ境遇にあっては、かれらはいっそう偉大な諸行為を遂行するであろうことを、信じるかもしれない。しかし、さしあたってわれわれは、それらふたりの英雄がすべての時代と国民においてみられてきた、あの驚愕と感嘆をもって、かれらを見つめはしない。精神の冷静な判断は、かれらのほうをいっそう是認するかもしれないが、かれらは、それを幻惑させ夢中にさせる、偉大な諸行為のすばらしさを欠いている。諸徳性と諸才能の優越は、その優越をみとめる人びとにたいしてさえ、成果の優越と同一の効果をあたえはしないのである。」（224, 156—157）

すなわち、徳性、能力、才能といった人間的諸資質は、それら自体で、評価されるものではない。それらは成果をともなって、はじめて、十分な評価をうけるのである。

危害を加えようとしながら、その企てが成功しなかったばあいも、同様である。この企ての欠陥は、成功したばあいよりも、はるかにすぐない。「罪を犯そうという企図は、いかにあきらかに証明されうるとしても、その現実の遂行とおなじきびしさで処罰されることとは、およそめったにない」(224-225, 157)。犯罪的企図が、現実に、遂行されなかったばあいには、そのために救われたというよろこびが、その企図の凶悪さについてのわれわれの感覚をにぶらせるのである。企図だけできびしく罰せられる唯一の例外は「政府自身の存在に直接に影響する」(225, 157)反逆だけである。これ以外のばあいには、結果をともなわない、犯罪的企図には、規律の緩和がみられるのである⁽⁵⁾。

そうしようとする意図がないのに、たまたま、結果が生じたばあいは、逆になる。行為の値うちと欠陥は増大する。

「行為の快適あるいは不快な諸効果はしばしば、行為者に、値うちあるいは欠陥のかげをなげるのであって、かれの意図のなかには称賛にも非難にもあたいするものがなにもなく、あるいは、少なくとも、われわれがそれらにあたえがちなていどの称賛や非難に、あたいするものがなにもないにしても、そうなのである。」(230, 160)

ここでとくに問題となるのは、意図しなかった危害を加えたばあい、すなわち、怠慢にともなう責任問題である。

これには、3段階ある⁽⁶⁾。第1に、現実に損害を与えるなくとも懲らしめにあたいするようなひどい怠慢(重過失)があり、これは、邪惡な企図と同列におかれ、そのために他人に危害を加えたばあいは、それを意図していたのと同列に罰せられる。第2に、注意ぶかさを欠くというだけで、非難にあたいしないていどの怠慢(軽過失)がある。しかし、このばあいでも、そのために、他人に損害を与えたならば、賠償する責任があり、そして、処罰の対象となる。第3には、骨の折れる注意、あるいは過度の配慮の欠如(もっとも軽い過失)がある。これは、怠慢というほどのものではない。むしろ、過度の配慮のほうが、

小心さとして非難される。だが、このようなばあいにおいてすら、そのため、たまたま、他人に損害を与えたならば、賠償責任があるのである。

こうして＜市民社会＞は、結果責任の世界となる。人びとは、なによりも、結果にたいして責任をおわなければならない。たまたま生じた偶発事件にたいしてすら責任を追求されるのである。だが、スミスによれば、このこと自体は、人類の自然的感情に、また、中立的観察者の感情にも、反することではない。逆に、それは、人びとに支持されることなのである。なぜなら、「ある人が他の人の不注意によって受難すべきではない」ということ以上に正しいことは、ありえない」（235, 163）からだ。しかし、行為者自身にではなく、しばしば、偶然性に左右される行為の結果が、高く評価される＜市民社会＞のこの現実は、人びとの徳性をくじかないと。

「世間が、企図によってでなく結果によって、判断するということは、あらゆる時代に不満の種であったし、徳性をおおいにくじくものである。結果は行為者に依存するものではないから、行為者の行動の値うちあるいは適宜性についての、われわれの感情になんの影響ももつべきではない」という一般原則には、だれでも同意する。（しかし現実にはこの公正な原則が守られていない。結果のよしあしが）企図の値うちまたは欠陥についてのわれわれの感覚を、活氣づけるのである。」（238, 165）

しかしながら、ここにも、他のあらゆるばあいと同様に、種の幸福をねがう自然の意図があらわれている。「自然のあらゆる部分は、注意ぶかく調べるならば、どれも等しく、その創造者の神慮という配慮を、証明するものであり、われわれは、人びとの弱点と愚かさのなかにさえ、神の知恵と善性を感嘆することができるるのである」（240, 166—167）。では、スミスは、企図ではなく結果を重視するこの現実のどこに、神の知恵と善性をみるのか。

まず第1に、結果をともなわなくとも、意図だけで処罰されるとすれば、この世は、眞の異端糾問の場となるであろう。

「もし、企図の有害性、意向の悪意性だけが、われわれの憤慨をかきたてる諸原因であるならば、そういう諸企図あるいは諸意向を胸に宿していると、われわれが疑いあるいは信じた人物にたいして、われわれはその情念のあらゆる狂暴さを、感じるはずであ

り、それらがけっしてなにかの行為となってあらわれなかつたとしても、そののである。諸感情、諸思考、諸意図は、処罰の対象となるであらう。そして……あらゆる司法上の法廷は、眞の異端糾問となるであらう。」（238—239、166）

そこでは、まったく罪がなく、もっとも気を配った行動ですら、糾問され処罰されかねない。これは、「もっとも傲慢で野蛮な圧政」（242、168）である。自然是、こうした事態をさけるために、企図とか意向ではなく、結果をともなつた行動だけが、人間による憤慨と処罰の対象となるようにしておいたのである。

また、自然是、人間をきたえるために、その胸中に、感情の不規則性の種子をうえつけたのである。すなわち、この世を結果重視の世界とすることによつて、そこで生きる人間にたいして、善意だけで満足せずに、善行に努めねばならないということ、「自分の心のなかで世界の繁栄を強く願っているからという理由で、活動をともなわぬ慈愛心に満足してはならないし、自分が人類の友であるとうぬぼれてはならない」（241、167）ということを、教えているのである。さらに、

「企図されないでなされた害悪が、行為者にとっても、受難者にとってとおなじく、非運とみなされるということは、有用でさえある。人はそのことによって、かれの兄弟たちの幸福を尊重することを教えられ、自分が、知らずにではあっても、かれらを害しうるようななにごとかをすることがないようにと、身ぶるいすることを教えられる……」（242、168）

だが、たまたま、不運にも、意図しなかつた害悪を発生させたり、逆に、意図した善を生みだすのに失敗したばあいはどうか。このばあいには、結果のみによって判断される<市民社会>では、思わぬ憤慨と処罰の対象となつたり、逆に、予期した称賛がえられなかつたりする。しかし、ここでも、自然是、人間を、みはなしてはいない。

「諸感情、諸企図、諸意向は、冷静な理性によれば、それらから人間の諸行為がその値うちまたは欠陥のすべてをひきだすものなのであるとはいえ、心についての偉大な裁判官によって、あらゆる人間的司法権をこえたところにおかれ、かれ自身のまちがいをお

かさない法廷の審理のために、留保されている。」（240, 166）

現世では十分に評価されない内面の世界のためには、まちがうことのない神の法廷があるのである。われわれとしては、自分自身を、自分が現在この世の人びとによってみられている見方ではなく、不運な出来事がなければみられるはずである見方で、みるように努めればよいのである⁽⁷⁾。ここで良心が問題となるであろう。しかし、良心の問題は、この小論の範囲をこえる。それは、わたくしのつぎの課題である。

- (1) Part II, Section III, Of the influence of fortune upon the sentiment of mankind, with regard to the merit or demerit of actions.
- (2) Cf. T.M.S., pp. 207-208. 邦訳146-147ページ。
- (3) 「身体の外的な行為または運動は、しばしば、もっとも罪のない諸行為と、もっとも非難すべき諸行為とにおいて、同一である。鳥をうつ人と、人間をうつ人とは、ともに同一の外的運動をおこなうのであり、かれらはいずれも、銃の引金をひくのである。」（208, 146）
- (4) スミスは、つぎのような例をあげて説明する。「他人のためにある職務を懇請してやって、それを獲得してやれなかった人は、その他人の友人とみなされ、かれの愛情と愛着にあたいするように思われる。しかし、それを懇請するだけでなくそれを手にいれる人は、もっと特別に、かれの支持者であり恩人であるとみなされ、かれの尊敬と感謝をうける資格があるとみなされる。」（219, 154）善意だけの人と善意に善行がともなった人には、ちがいがあるのである。
- (5) Cf. T.M.S., pp. 224-229. 邦訳157-160ページ。ここで犯罪行為と犯罪未遂にたいする処罰のちがいが、さまざまな例をあげて説明される。
- (6) Cf. T.M.S., pp. 232-237, 邦訳161-164ページ。
- (7) Cf. T.M.S., pp. 243-244, 邦訳168-169ページ。

（1981年1月18日脱稿）